

染色整理業における死亡災害事例（1999-2021年）

年	月	発 生 時	死亡災害事例	起因物 (小)	事 故 の 型	労 働 者 規 模
2019	1	18 ～ 20	生地を柔らかく加工するために使用しているドライマングル機に、ロール状の加工前生地（生地ロール）をセットし、労働者1名が作業をしていたが、生地ロールの回転している巻き芯に衣服が巻き込まれ、その結果、胸部が圧迫され死亡した。	169	7	300 ～
2017	1	20 ～ 21	布加工機のシリンダーロール（直径63cm）の表面の調整のため、被災者は、ロールを停止せずにクエン酸を浸み込ませたウエスを使用して、ロールに塗布しようとしていたところ、下部のシリンダーロールとゴムロール（直径24cm）の間に右腕を巻き込まれた。	163	7	30 ～ 49
2016	4	12 ～ 13	被災者は1人で工場内の鉄筋の錆止め塗装を行っていた。午後0時頃、上司が昼食を食べようと呼びに行ったところ、床に倒れている被災者を発見した。被災者は、脚立を使用して錆止め塗装を行っていたことから、何らかの原因で脚立から転落し、頭部を強打した。	371	1	50 ～ 99
2016	5	13 ～ 14	反物の仕上げ作業中、仕上げ機械前の通路において、被災者が仰向けに倒れていたところを同僚が発見し、即日救急車で搬送されて入院治療を受けていたが、当該災害発生後から約3ヶ月経過した8月17日に入院先の病院で死亡した。	417	2	10 ～ 29
2013	9	14 ～	被災者は、染色した生地を載せる空の台車を、工場の北側にあるエレベーターで3階から1階に下ろす作業中、3階のエレベーターの入り口（高さ6.4m）から墜落した。尚、エレベーターには戸があり、本来安全装置	214	1	30 ～

		15	により戸は10cmほどしか開かないが、当該安全装置は容易に解除が可能であり、解除することで、戸は完全に開くことが可能であった。			49
2009	2	10 ～ 11	染工場において、被災者が30kドラム染色機で染色作業中、回転中の染色機を一旦停止しドラムに身体を入れ、ドラム内をのぞきこみながら自ら作動ボタンを押したため、機械が回転しはさまれた。	169	7	10 ～ 29
2009	2	14 ～ 15	湿式棟にあるグラビア機（撥水加工機）の作業において、被災者が布生地が巻かれたバッチカー（送りロール側）の位置を調整していた際、回転中のバッチカーの爪の部分に作業服の上着の一部が絡まった。	169	7	300 ～
2004	4	23 ～ 24	スクリーンプリント2号機のベルト下で、ロールの汚れを除去する作業をしているときベルトに巻き込まれ、ベルトとコンクリート床面の間に挟まれた。	224	7	100 ～ 299
2004	5	16 ～ 17	染色工場の反物を貯蔵する穴入れ場にて、反物をピットに入れる作業をしていたところ、倒れて動けなくなったところに、穴入れパイラーによって自動的に反物（重さ約100kg）に覆われ、圧迫された。	529	90	50 ～ 99
2004	4	13 ～ 14	浴衣の生地の水洗を行う機械（ソーパー）を操作していた被災者が、生地の送りロール上のしわを伸ばそうとしたところ、機械のローラー駆動の動力伝達のためのシャフトの繋ぎ部分のフランジに作業服を巻き込まれて、当該シャフトと水槽等に挟まれた。	121	7	1～ 9
2002	11	16 ～ 17	染色した綿織物を抜色するため、塩素酸ナトリウムを主成分とする抜色剤を塗布して蒸し器に入れ加熱していたときに爆発火災が発生し火傷を負った。	529	16	1～ 9
2002	3	19 ～ 20	染色する巻糸（1本の径18cm、厚み15cm、質量1150g）を倉庫から取り出す作業で、自動化された床上型スタッカークレーンを使用せずに昇降設備のないラックを登っていて、高さ約7.3mから地上コンクリート面に墜落した。	418	1	50 ～ 99
2000	8	21 ～	布地を織り込む縫合機の監視中、反物を供給するため上下作動を繰り返すバケットに激突された。	169	7	100 ～

		22			299
2000	2	22 ～ 23	工場敷地外の駐車場から自分の乗用車で工場内を走行しているときに、進入路を間違えて構内を流れる川に転落し、溺死した。	231	1 300 ～

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/SIB_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

https://www.jisha.or.jp/international/topics/202210_30.htmlに戻る。